

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和4年度 台風14号に伴う通行規制 (その5)
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 延岡河川国道事務所長 麻生 宏 斉 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889
契約締結日	令和 4年 9月18日
契約の相手方の氏名及び住所	八作建設株式会社 宮崎県延岡市三須町1355
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,749,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,749,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名 令和4年度 台風14号に伴う通行規制（その5）
2. 履 行 場 所 九州中央道 蔵田交差点
3. 随意契約の相手方 延岡市三須町1123番地3
八作建設株式会社
0982-32-1658
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 当該業務の目的

本工事は、令和4年9月18日～19日 台風14号による九州中央道の被害を未然に防止するため、延岡河川国道事務所災害対策支部より協定区間の通行規制の要請を行うものである。

(2) 当該業務の内容

本工事は、延岡河川国道事務所災害対策支部からの要請により、上記区間の通行規制を行うものである。

(3) 随意契約に付する理由

当該区間の被害を最小限に抑えるためには、緊急かつ速やかに対策を実施するために、九州中央道（蔵田交差点）の通行規制を実施する必要がある。

こうした緊急災害時の対応を円滑に行うために、「延岡河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務に関する基本協定」に基づき、上記業者に対して、九州中央道蔵田交差点の通行規制を要請するものである。

以上により、八作建設株式会社を相手方として随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

道路管理課長